

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、昭和63年5月25日に国民年金の加入手続を行った際、過去2年間の国民年金保険料の納付を勧められ、納付書を送ってもらい、同年6月ごろ市役所で一括して保険料を納付した。2年間分を納めたと思っていたのに、申立期間の6か月分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和63年6月27日に取得処理され、同年7月4日に納付書が作成されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち61年6月から同年9月までの期間については納付期限の時効到来前の期間であり、国民年金保険料の納付が可能であった上、申立期間直後の61年10月から63年3月までの期間については保険料が納付済みとされていることから、当該期間のみを未納のままとしておくのは不自然である。

また、申立人は、「過去2年間の国民年金保険料の納付指導を受け、納付書を送付してもらい、国民年金保険料を一括して納付した。」と主張していることから、当該納付書には、作成された時点（昭和63年7月4日）で保険料の納付が可能なすべての期間（申立期間の一部を含む61年6月から63年3月まで）が納付対象期間として記されていたものと推認され、申立人は、この納付書により、当該期間の国民年金保険料を一括して納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和61年4月及び同年5月については、当該納付書が作成された時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年9月1日まで

私は、平成7年6月からA社において取締役兼工場長として勤務していたが、10年に入ってから経営状態が悪化し、同年夏ごろに代表取締役が行方不明になったと記憶している。

同社における私の給与は当初から一貫して50万円であったと記憶しているが、社会保険庁の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているとのことだったので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する50万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年9月1日）の後の同年12月15日付けで、申立期間の標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して9万2,000円に引き下げている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、平成10年9月1日をもって、事業主の届出によらず社会保険事務所の権限において適用事業所に該当しない旨の処理（認定全喪処理）がなされていることが確認でき、申立人の主張どおり、平成10年夏ごろに事業主が行方不明となっていた可能性がうかがえることから、同年12月15日付けで8年12月1日に遡及^{そきゅう}して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げた事務処理は、事業主からの届出によるものとは考え難い。

また、当時の同僚が所有するA社を管轄する労働基準監督署の発行した文書によると、当該事業所では平成10年から事業主が行方不明の状態のため、未払賃金立替払いの対象事業所として認定された旨が記載されているとともに、当該同僚は、「平成10年6月から同年9月までの期間、給料の未払いがあった。」と供述しており、これらの時期は、当該事業所が社会保険の適用事業所に該当しなくなった時期とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和46年2月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月16日から同年3月15日まで

私は、昭和21年8月から平成2年1月まで、A社及びその関連会社に継続して勤務しているが、社会保険事務所の記録では、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

この期間は、A社関連会社のB社C工場から同社D工場へ転勤した時期であるが、離職した覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「退職証明書」により、申立人は、昭和21年8月17日から平成2年1月15日までの間、継続して同社及びその関連会社で勤務していたことが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録により、昭和22年11月1日から平成2年1月15日までの間、継続して同社及びその関連会社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が提出した「労働者名簿」により、申立人は、A社関連会社のB社C工場から同社D工場へ昭和46年2月16日付で異動していることが確認できる。

さらに、B社D工場が社会保険事務所に提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬月額決定通知書(写し)」には、「昭和46

年2月16日資格取得」と記載され、備考欄に「転入」と記載されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の同年4月6日付の受付印が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、B社D工場は、申立人が、昭和46年2月16日付で、厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の提出資料及び申立人のB社D工場に係る昭和46年3月における社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から58年12月まで

私は、結婚した昭和54年11月当時、A市に住んでおり、そのころB町役場から未納となっていた国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、妻とA市役所に出向き、妻がまとめて納付したと思う。

その後は妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付していた。

昭和55年10月にはB町へ帰郷し、それからは同居していた私の母親が両親と私達夫婦の家族4人分の国民年金保険料を納税組合で納付していた。

一緒に納付していた妻は納付済みとなっているのに、私の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年1月23日に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、昭和54年11月の結婚当初、申立人の国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の妻も国民年金の加入手続に係る記憶については明確でなく、55年10月にB町へ帰郷した後、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、一括納付に関しての記憶はあるものの、納付時期や納付金額を記憶しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、B町が保管する国民年金被保険者名簿に「49 2月より未納」

と記載されていることが確認できること、及び当該名簿により、申立期間直後の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の大部分については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の 61 年 4 月に 2 回に分けて一括納付されていることが確認できる上、当該期間について、申立人の妻の保険料の納付年月日とも一致しないことから、「結婚当初に未納の保険料をまとめて納付し、その後は妻と一緒に毎月納付していた。」とする申立人の主張には不自然さが見られ、申立人は、国民年金保険料の納付対象期間及び納付時期を誤認している可能性がうかがえる。

加えて、申立人の妻及び申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から52年2月まで

私は、A県の会社を退職した後、父親の勧めにより、年金を継続するため、昭和51年4月ごろ、B市役所へ行き、自分で国民年金の加入手続をした。

領収書等の保管はしていないし、納付金額は全く憶えていないが、申立期間については定期的に国民年金保険料を納付した記憶があるので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月24日から同年5月27日ごろまでにB市で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳により、昭和63年3月に申立人の国民年金被保険者資格の取得日が50年4月1日から51年4月16日に訂正(第2種被保険者からの移行)処理されていることが確認できることから、63年3月以前は、申立人の国民年金被保険者の資格取得年月日は50年4月1日であったことを踏まえると、申立人の「A県の会社を退職し、昭和51年4月ごろ、B市役所で国民年金に加入した。」との主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月25日から20年10月1日まで
② 昭和21年3月ごろから23年5月7日まで

私は、昭和19年3月25日、A社へ入社し、機関員として20年9月末まで勤務した後、21年3月ごろ再び同社に入り、25年5月末まで勤めた。

社会保険事務所へ照会したところ、同社での船員保険の加入記録は、申立期間中には無く、昭和23年5月7日から25年6月1日までとされている。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に廃業しており、申立人の両申立期間当時の賃金台帳等の書類が無く、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとともに、申立人が挙げた同僚に聴取しても、申立人が両申立期間に同社に在籍していたことを確認できない上、同僚は申立期間中、他の事業所に勤務していた記録が確認できるところから、申立人の主張を裏付けることができない。

また、申立人が両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

さらに、B社会保険事務所の保管するA社に係る船員保険被保険者名簿の記録において、申立人の記録が、両申立期間後の昭和23年5月7日から25年6月1日までの期間、同社における被保険者として確認できるのみで、両申立期間中に申立人の氏名は無く、ほかに申立人が、申立期間中、船員保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所として新

規適用されていることが確認でき、それ以前はC社が前身の事業所と推認されるが、当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

このほか、両申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 15 日から 16 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間中、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、退職後、同僚から、同社では標準報酬月額が不正に低く届けられていたため、さかのぼって訂正が行われた旨を聞いた。そこで、保管している給与支給明細書と照合したところ、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額よりも低いことが分かったが、すでに退職していたため、会社に訂正を求めることができなかった。

しかし、社会保険庁に記録されている標準報酬月額よりも高い給与を支給されていたことは明らかであるため、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の一部に係る給与支払明細書に記載された給与支給合計額及び公共職業安定所に保管されている雇用保険被保険者離職票に記載された賃金額と、社会保険庁に記録されている申立期間の標準報酬月額を比較すると、事業主は、申立人の報酬月額を実際に支給されていた給与月額よりも6万円から16万円程度低く届け出ていることが確認できる。

しかしながら、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致し、実際の給与額に見合う保険料額ではないことが確認できる。

また、申立期間のうち、給与支払明細書等により確認できない期間について

も、上述の事情を踏まえると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を給与から控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、社会保険事務所に保管されている事故調査依頼伺及び事故調査復命書並びにそれに付随する調査表によると、申立人が主張するとおり、平成16年11月29日、社会保険事務所においてA社に対する厚生年金保険の標準報酬月額の虚偽の申請に関する調査が行われ、申立人を含む39人の被保険者につき、標準報酬月額をさかのぼって訂正するよう指導が行われたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の事故調査後に事業主の委託を受けたとする社会保険労務士が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格事項訂正届には、申立人の氏名が無い上、申立人と同様に、当該調査日（平成16年11月29日）以前にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は、いずれも標準報酬月額の訂正が行われていないことが確認できる。

このことから、事業主は、事故調査日に既に退職していた従業員については、当該訂正届を社会保険事務所に提出しなかったことがうかがえ、社会保険事務所の調査により、事故調査時点で現に被保険者である者と既に被保険者資格を喪失した者のいずれにも標準報酬月額の虚偽の届出があったことが判明したにもかかわらず、両者を区別して訂正の届出を行った事業主に道義上の問題は残るものの、事業主による訂正の届出が行われなかった場合においてもなお、厚生年金保険法に基づく年金記録の訂正を認めることはできない。